

(議長)

日程第10、議案第3号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第14号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第14号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る16の事業、不要額が見込まれる事業の減額、繰越明許費及び債務負担行為、また、3回目のワクチン接種に係る経費などの補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,933万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,571万7千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第3号、一般会計補正予算の14号でございます。

補正予算構成表でご説明申し上げますが、4頁にわたっております。議案書の20頁から23頁となりますので、よろしくお願いいたします。

また、補正の内容によりまして、それぞれ3つに区分けしておりますが、最初に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業をご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止対策Web会議システム拡充事業です。

資料は、5頁となります。

新型コロナウイルスの影響で、リモートによる会議を行う機会が増えたことから、庁舎の一室をWeb会議室として整備していきたいと考えており、そのための備品、テレビやテーブル等を購入するものでございます。

補正額は90万7千円でございます。

次に、江差町公共交通事業者緊急経済策支援事業でございます。

資料は、6頁となります。

公共交通機関の利用者が減少し、経営に影響が生じている事に鑑み、事業継続の一助として支援するものでございます。

具体的には、営業所で保有している車両台数1台につき30万円を交付するもので、補正額は270万円としてございます。

次に、町内会及び自治会への活動支援事業でございます。

資料は7頁をご覧ください。

活動縮小、あるいは自粛を余儀なくされている町内会、自治会に対しまして、新しい生活様式に即した感染予防対策を整備してもらうため、交付金を交付するものでございます。

交付金につきましては、1団体当たり10万円としており、事務費も含め補正額は322万円としてございます。

次に、少しイレギュラーな説明となりますが、トイレ改修の方は、最後にさせていただきまして、3つ飛びまして、常設保育所費の町立保育園感染予防物品購入でござい

ます。

資料は、8頁をお開き願います。

園児の食事の際の飛沫感染防止のために、アクリル板を設置するために経費を補正するもので、補正額は97万4千円でございます。

また、1つ飛びまして、農業振興費の農業経営持続化支援給付金事業でござい

ます。

資料は9頁となります。

新型コロナの影響で、米をはじめ、農産物全体の価格の低迷が長期化している事から、農業経営の維持と経営の安定化を図るため支援金を給付するものでございます。

対象者は、今年の4月1日以前から町内において営農しており、前年度の販売金額が50万円以上の個人及び法人などで、詳細は資料をご覧くださいと思います。

給付金につきましては、原則として1世帯1人に給付し、一律3万円の均等割りのほか、生産品目別にそれぞれ十アールにつき2千円ないしは、500円としてござい

ます。

補正額は1千万円を計上してございます。

次に、漁業経営持続化支援給付金事業でござい

ます。

資料は10頁となります。

農業と同じく新型コロナの影響で魚価の低迷が長期化している事に加え、燃料高騰による経費負担の増加も追い打ちをかけている漁業者に対して、経営の維持と安定化を図るため、支援金を給付するものでございます。

対象者は、町内に住所を有する漁業江差支所に所属する正組合員で、給付金は一律3万円の均等割りのほか、保有漁船のトン数規模に応じて、5万円から20万円としてござ

います。

補正額は731万円でございます。

次に、また1つ飛びまして、観光費のコロナ禍における文化保存伝承支援事業でございます。

資料は11頁となります。

姥神祭りも含め、様々なお祭りや行事、イベントが2年連続して中止となるなど、郷土芸能の練習や発表する場も失われてきたところでございますが、規制も一部緩和された事から、保存伝承に繋がるよう練習発表の機会を創出していくものでございます。

事業主体は、観光コンベンション協会、町から補助金として支出するものでございます。

補正額は150万円となっております。

次に、港湾整備事業特別会計繰出金江差奥尻航路支援事業でございます。

資料は、12頁でございます。

新型コロナウイルスの影響で、観光客の利用が遠のいている事から、航路の維持の一助とするため、フェリー乗り場として使われている港湾センターの使用料を減額するものでございます。

減額は、年間使用料の2分の1の70万2千円で、特別会計の収入を減額いたしますが、その分、特別会計の収入が減少するため、補填として一般会計から繰出しをするものでございます。

補正額については、同額の使用の減額と同額の70万2千円でございます。

次に、冬期間における子供等の居場所づくり事業でございます。

資料は13頁となります。

新型コロナウイルスの拡大に伴い、行事やイベントなどが中止となり、郊外での遊びなどの機会も減少してきている事から、冬でも家族で遊びに出かけられ、交流が出来るような場を提供するため、運動公園の駐車場に雪山で作った滑り台を製作するものでございます。

雪の降る量にもよりますが、1月上旬から2月下旬の間の10日間から2週間程度での開設を予定してございます。

補正額は125万9千円でございます。

次に、公共施設を活用した子供等の居場所づくり事業でございます。

資料は14頁でございます。

天候に関わらず、伸び伸びと子供達が遊べる場所を提供するため、大型遊具をレンタルして、遊び、あるいは交流する場を設けるものでございます。

場所は、文化会館大ホールを予定しているところでございます、2月の2週間程度の開設を予定しております。

補正額は144万4千円でございます。

次に、トイレ洋式化の改修6事業でございます。

資料は15頁となります。

トイレの洋式化につきましては、こちら資料の方でご説明申し上げます。

内容としては、全部で9施設の和式トイレ25箇所を様式トイレに改修するもので、老人福祉センターと保育所2箇所、運動公園、人材開発センターと集会施設3箇所、それと商工会となります。

商工会については、補助金として支出するものでございます。

補正額は9施設併せまして、2,027万8千円となります。

財源は、臨時交付金の充当残の全て充当し、残りは一般財源としておりますことから、国庫支出金が212万7千円で、一般財源が1,815万1千となるものでございます。

臨時交付金事業の補正額合計でございますが、また、議案書の方に戻っていただきまして、20頁の一番下段のところです。

合計ですが、5,029万4千円で、財源は国庫支出金が3,214万3千円。一般財源が1,815万1千円でございます。

次に、減額補正となります。

21頁、22頁でございます。

内容といたしましては、主に新型コロナウイルスにより、会議や研修が中止になったり事業自体が中止になったりしたもの、あるいは、当初の見込みよりも実績が下回ったもの、また、入札先になどといった事由により減額したものでございます。

それ以外の事由のもので、特に説明が必要なものだけを説明させていただきます。

まず、21頁の6行目となります。

戸籍住民登録費の戸籍システム、住基システム改修（法改正）対応でございます。

令和5年度から国外転出者によるマイナンバーカード公的個人認証の利用や戸籍の広域交付ができるようにするため、電算システムの改修を予定しており、当初予算に計上しておりましたが、その内の一部、戸籍符合システム取得に係る業務が翌年度での実施とされたことから、それに係る予算39万6千円と国庫支出金を同額減額するものでございます。

次に、1つ飛んで、社会福祉総務費の第5期江差町地域福祉計画策定業務でございます。

財源の一部について、広域財団法人地域社会振興財団からの交付金を予定しておりましたが、不採択となったことから減額をするものでございます。

見込んでいた交付金に係る額210万円を減額し、端数調整の関係から、一般財源を1千円増額しております。

事業自体は、事業の実施内容を見直すなど、経費を圧縮して実施してございます。

また、1つ飛んで、老人福祉費の後期高齢者広域連合療養給付費負担金でございます。

過年度の生産に伴う減額で、令和2年度の負担金が確定したため、生産額241万5千円を今年度の負担金で相殺する事となりましたことから予算を減額するものでござい

す。

次に、2つ飛んで、予防費のインフルエンザ予防接種支援事業でございます。

新型コロナウイルスの交付金の充当事業として補正しておりますので、当初予算で計上していた分、316万8千円を減額するものでございます。

減額補正の合計でございます。

22頁の一番最後の行となります。

補正額合計では、3,376万9千円の減額となり、国庫支出金が39万6千円、道支出金が50万円、その他特定財源が938万円、一般財源が2,349万3千円、それぞれ減額となっております。

次に、一般事業の補正でございます。

23頁となります。

まず職員人件費、会計年度任用職員でございます。

マイナンバーカードに関する事業で、人件費の財源更正をするものです。

マイナンバーカードが被保険者証として利用できる事となった事から、カードの普及と利用の促進を図るため実施する事業で、会計年度任用職員の経費と周知用リーフレットの印刷経費について、10分の10の国庫補助金が交付されますが、その内の会計年度任用職員の人件費に相当する額を充当するものでございます。

補正額自体はゼロでございますが、国庫支出金を69万9千円増額し、一般財源を同額減額してございます。

次に、役場庁舎管理でございます。

燃料価格が高騰しているため、施設の燃料に係る予算が不足する恐れがある事から、増額の補正をお願いするもので、補正額は242万7千円、全額一般財源でございます。

次に、旧江光ビル跡地活用基本計画策定でございます。

資料は16頁をご覧いただきたいと思っております。

当初予算で計上していたものの増額の補正でございます。

跡地活用の基本的な方針が定まってきた事に伴い、施設の規模もおおよそ想定がされる段階となってきましたが、当初の想定を上回る規模であり、計画策定の委託料は、当初の想定規模で積算していた事から、予算の増額をお願いするものでございます。

補正額は104万5千円、全額一般財源でございます。

次に、生活交通路線等維持費補助でございます。

資料は、17頁となります。

例年12月定例会で補正をお願いしているもので、函館バスが運行している地域間幹線系統の檜山海岸線などや広域生活交通路線の江差八雲線、町単独路線の稲見線など、計12系統の路線について、生活路線維持のために補助しているものでございます。

補正額は1,949万2千円、全額一般財源でございます。

なお、資料の5、その他に記載してございますが、八雲熊石線の道補助金が現時点で未確定となっております事から、八雲熊石線の金額は、前年度のコ額としております。

今後、確定する道補助金の金額によっては、さらに増額のコ算補正をお願いする事もございますので、あらかじめ、ご了承くださいと思います。

次に、令和2年度子供子育て支援給付金に係る返還でございます。

放課後児童健全育成事業などの事業に係る補助金について、実績報告による精算に伴い、返還金が生じたので補正をお願いするものです。

補正額は33万1千円、全額一般財源でございます。

次に、国民健康保険費特別会計繰出金（マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業）でございます。

先程、職員人件費の際に説明いたしました、マイナンバーカードの復旧と利用の促進を図るための事業で、周知用リーフレットの印刷経費について、国庫の特別会計で計上いたしますので、繰り出し金を補正するものでございます。

補正額は5万2千円、国庫支出金が14万4千円で、一般財源を9万2千減額するものでございます。

次に、権利擁護人材養成研修でございます。

資料は、18頁でございます。

成年後見制度における市民後見人を養成するため、北海道社会福祉協議会が開催する市民後見人養成講座のWeb会議を受講するための受講料について、補正をお願いするものでございます。

補正額は20万円、全額道補助金でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出金マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業でございます。

先程の職員人件費と国保会計繰出と同様で、マイナンバーカードに関する周知用リーフレットの印刷経費について、後期高齢者特別会計で計上するため、繰り出し金を補正するものでございます。

補正額は5万2千、国庫支出金が5万1千円、一般財源が1千円でございます。

次に、在宅型総合福祉施設管理でございます。

こちらも燃料価格が高騰している事による施設の燃料費の増額補正のお願いで、補正は105万5千円、全額一般財源でございます。

次に、学童保育所備品整備でございます。ネットヨタ函館株式会社様からの企業版ふるさと納税10万円を活用して、町立学童保育所の感染予防対策のため、加湿空気清浄機を購入するものでございます。

補正額は14万8千円、その他財源が寄付金の10万円で、残り4万8千円が一般財源でございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（3回目接種）です。

資料は、No.2の方となります。9頁をご覧願いたいと思います。

3回目の接種に係る経費で、看護師の報酬や会計年度任用職員の給与、時間外手当や接種委託料、コールセンター委託料などで、これまでの内容と同様の内容となっております。

行政報告等々と重複いたしますけれども、内容といたしましては、接種対象者は2回目接種から8か月が経過した18歳以上の方で、12月下旬頃から医療従事者から接種を始め、順次、高齢者施設、65歳以上の方、以下の方と進めていく予定でございます。

実施方法も基本的にはこれまでのやり方を踏襲しつつも、日時を指定して通知する方法をとっていく事としてございます。

補正額は2,277万4千円、全額国庫支出金でございます。

次に、追分会館管理でございます。

こちら、燃料価格の高騰による施設の燃料費の増額の補正のお願いで、補正額は23万円、全額一般財源でございます。

次に、公共下水道事業特別会計繰出金（新給食センター公共柵新設工事）でございます。

資料は、19頁でございます。

公共柵の新設工事費については、当初予算で計上していたものでございますが、現地調査により、接続管渠の当初の想定ルートを変更する必要が出てきました。

それにより、施設延長が伸びた他、接続管の口径なども変更する事となった事から工事費が増加するため、補正をお願いするものでございます。

補正額は500万円、全額一般財源でございます。

一般事業全体の補正額合計は5,280万6千円で、財源は国庫が2,366万8千円、道が20万円、その他が10万円、一般財源が2,883万8千円となりました。

全て併せての合計といたしましては、補正額合計で6,933万1千円、国庫が5,541万5千円、道費は30万円の減額、その他特定財源も928万円の減額、一般財源は2,349万6千円の増額となりました。

次に、27頁をお開き願いたいと思います。

第2表繰越明許費補正でございます。

旧江光ビル跡地活用基本計画策定でございますが、これから契約締結事務を取り進めていく訳ですが、年度内に完了する事が困難なため、翌年度に予算を繰越しするものでございます。繰越し金額は984万5千円となります。

続きまして、28頁をお開き願いたいと思います。

第3表債務負担行為の補正でございます。

上3つ、役場庁舎警備委託、清掃委託、それから、在宅型総合福祉施設の清掃委託につきましては、例年お願いしてございますが、新年度直ちに事業を実施する必要がある

もので、予算の執行が可能となる4月1日以前に、入札、契約の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするもので、入札などで特に日にちを要する事業について、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

債務負担行為の期間はいずれも令和3年度から令和4年度で、限度額は記載のとおりとさせていただきます。

次に、地域づくりポイント付与でございますが、サツドラホールディングスと連携したキャッシュレス化事業の一環で、江差エゾカードで買い物した場合、一定割合が町に還元され、その還元金を財源として、町の健康推進事業などへの参加者へポイントを与える取り組みでございますけれども、年度変わりにおいても、切れ目なく円滑に事業ができるようにするため、債務負担行為を設定し、年度開始前に契約締結などを進めるため、補正をお願いするものでございます。

債務負担行為の期間は、令和3年度から7年度まで、限度額は、ポイントカードサービスに対するポイント発行及びポイントの管理に係る費用のうち、江差町が負担すべき額としてございます。

以上で、説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただ今説明をいただきました、冬期間における子供の居場所づくり事業であります。

一般質問でちょっと触れましたけれども、期間は1月から2月、期間は2週間程度というふうになっておりますけれども、屋外でありますから、天候に左右させる部分もありますけれども、せっかく予算使って、ちょっと2週間程度なら短いような気がするんですよね。なんで、もう少し長くできなかったのか。

それと、例えば、曜日を区切って、週末やるとか、各1日におきにてやるとか、そのへんの細かいような、日程は組まれているのか。

もう1点は、文化会館の居場所づくり事業でありますけれども、これ、教育長の方から冒頭説明いただきました。可動式の座席の、それいかんによっては、変わるという方

向でありますけれども、これにつきましても、せっかく予算を使って2週間程度の開設でありますけれども、もう少しこう、長く設定するような、方向、方法はなかったのか。

この2点について、お尋ねします。

(議長)

誰答えるんだ。

社会教育課長。

「社会教育課長」

それでは、飯田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の冬期間における子供の居場所づくり、これは運動公園の方に雪山を設置して、遊び場として開放するという事になりますが、まず期間につきましては、先程も飯田議員からありましたとおり、天候状況に左右されるという状況の中で、1月から2月の中でという事で、今設定をさせていただいています。

これについても、今後の天候状況によって期間というのはかなり変わってくるのかなと思います。1つは長くできないかという事ですが、その雪の降る期間というのがどのくらいあるのか。あまりにも長くしたときに、とけたりですとか、そのメンテナンスという部分も考えた時に、おおよそ2週間程度という部分でやっていって、もう1つは、その後にあるその室内でやれる部分というのも含めて、外と中でという事での切り替えを考えた中で、だいたい2週間程度という事を、まずさせていただいたという事でございます。

それと、曜日を区切ってというような状況もありましたけれども、今回、この雪山を設定する段階で、そのまま多分放置をしても、誰か監視をしないのかなという事もある。運動公園の管理棟の方に、管理人みたいな形で一定期間、監視をさせていただこうかなという事で、それも含めて日程を2週間程度という事で設定をさせていただいたという事でございます。

曜日を区切るとなると、なかなかその雪山をつくったままです。区切ってというのもその期間、自由に遊べるような形で継続していきたいなというふうに考えてございます。

それと、文化会館の部分でございますが、可動席の部分は別としまして、2週間程度としたのは、この雪山の後に、今度、2月にイベント等文化会館で利用という部分もありますので、そういったところを考慮しながら約2週間程度、あとは遊具等ですね、レンタル等も含めて中で、ある程度一定の期間を考えた中で予算的なものも含めて2週間程度というところが妥当なのかなという事で、内部では協議をさせていただいて、設定をさせていただいたものでございます。

(議長)

はい。いいですね。

「飯田議員」

はい。分かりました。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

1点だけですね、絞って質問したいと、質疑したいと思います。

私の個人的な事で休暇している間にですね、皆さん協議された事で、不明な点があるかと思いますが、そこはちょっとご勘弁して頂きたいと思います。

まず、旧江光ビル跡地の活用基本計画についてですね、今般104万5千円追加補正して、総額984万5千円の予算措置がなされようとしております。

これは、令和4年、来年8月末のですね、事業期間で例を見ているんですけども、これは町長選挙もあるしですね、繰越明許でやるっていうのが、これ政治の世界では、常識な事だと思いますが、それは問題ではございません。

ただですね、ここでしっかりですね、私は確認をしたい事がございます。

2点あります。

まず1点。

道道江差停車場線のですね、交差点改良はですね、今、皆さんで考えてきた全員協議会で説明した、商工会と団体等へも今説明したこの急カーブ解消は、もうないと見ていいんですか。これ誰が答弁するんだ。

この江光ビル跡地のこの問題の中で一緒に解決するという方法は、もう考えていませんというなら、考えていませんとはっきり言わなきゃ駄目ですよ。うやむやにして。これ、まず1点。

2点目。委託業務の内容。

どういう建物、建つかまだ詳細出ていません。ただ、この予算のですね、業務に委託費の中で、(1)(3)番であります。地盤調査費。

これ、本当に地盤調査費というのは、必要なんだろうか。

私の認識ではですね、あの江光ビル解体した時にですね、地下、あれ耐圧版になっています。コンクリート相当厚いと思いますよ。多分、耐圧版ですから20センチか30センチくらい、あるのかなあ。地中梁も残っているはずですよ。解体していないはずですよ。

こういうもの残ってですね、本当に地盤調査、どこやるんでしょうか。

これ、分かる方いたら、ちゃんときちっと答弁して下さい。
この2点だけ、まず、最初に質疑したいと思います。
以上。

(議長)

まちづくり推進課長、参事。

「まちづくり推進課参事」

ただいま、室井議員の方から、旧江光ビル跡地基本計画策定についてですね、2つのご質問をいただきました。

1つ目が、道道交差点改良の件でございます。

まず、この点からお答えをいたします。

全員協議会、これまでの中でもお示しをさせていただきましたとおり、この交差点につきましても、一度、旧土現、まあ函館建設管理部の方に相談をいった経過がありまして、一定程度、何て言うんでしょうか、話が終わっているという、解決というかですね、対応しないという返事をいただいた経過があるというふうに返事をしましたけれども、ただ、今回、コミュニティプラザ江差を仮称ですけれども、やるという事になりますので、改めて、あそこの跡地の使い方が今後具体的に生まれてくると、当時、相談した状況と異なってくる環境が生まれてきます事から、これは、基本計画を進めていくにあたりまして、改めて、どんなような具体的な使われ方がしていくかだとかとか、そういう話の進捗状況と併せて、改めて、建設管理部の方には、相談に伺う必要性が出てくるものかというふうに思っています。これが1点目です。

2点目の地盤調査についての、どんなようなやり方が考えられるんだろうか、というご質問だったと思います。

ご承知のとおり、旧江光ビルの地下コンクリート構造物につきましても、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律という事で適正な処理を行う必要があるという事は言うまでもございません。

で、今後ですね、基本計画が概ね策定するという段階になりましたら、直ちに檜山振興局の方におもむいて、その担当する生活環境課だとか建設指導課さんだとかにですね、ご指導を受けながら適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

その地盤、結構なものが入っているかという部分につきましては、当時の業務の成果品や、当時携わって下さった業者さん、あるいは発注者などに詳細を確認しながら進めていく事でも以前に回答しているところですが、基本的には、今、地下の方に埋まっている、そのスラブというんですかね、地下埋設物を部分的に何か所かくり抜いた中で、その上で、あそこの敷地にはどれくらいの建物が建てる事が可能かというところをあたっていききたいというふうに考えてございます。

一応、そういう業務内容でございますので、ご理解の方をお願いいたします。

(議長)

はい。いいですか。

「室井議員」

はい、議長。いいですか。

(議長)

はい。

「室井議員」

参事ですね、一番目の答弁、私は、いい答弁だと思いますよ。そういう事なんですよ。

やっぱり、変わっていったらね、変わった対応するんですよ。言ったからね、なんてかったね、意地張ってね、やる事何もない。その時に合わせて、世の中に合わせてね、対応していく。皆が納得できる方向に対応していけばいいんですよ。なんてかった、やらなきゃならないというもんでもないよ。だから、そういう事も含めて、今計画をもつたらね、やってもらいたい。

もう1つはね、やっぱり、まちづくり推進課、尾山課長、ちゃんと聞いておいてね。いいですか。

まちづくりやるんだよ。ね、あそこだけ考えても駄目なんだよ。

向かいどうなってますか。何とかしなきゃ駄目だなあと、ね。もう老朽、個人の物だから、知らないではない。個人の物でもね、手間かかってね、入っていくんですよ。

ね、江差町が是非、こういうふうにしたいんだと。協力してくれって言ったらね、協力しない人っていないと思いますよ。

要は、本気度があるかないかだ。それあればね、ちゃんと皆、応援する。そういう気持ちね、そういう気持ちで頑張ってもらいたい。

あと、今言った、地盤調査はね。

私は、あのね、長尾課長ね、こういう事なんだよ、無駄なね、お金、なるべく使うなと、そして、その分何かに使えと。こういう意味ですよ。

分かっている事はね、何もあそこに5階建て、6階建て、建てる訳ないっしょ。2階かその位のものだらね、杭なんかなくても、地盤いいですよ、あそこ。私、見てますから。いいから。無駄なもの、なるべくね、使わないで、余ったじえんこでね、違うところ、しなさい、そういう考えです。

そういう事も含めてね、副町長いいですか。そういう事含めて、私は善意で質問して

るんですよ。前向きな善意で。
どう思いますか。あなた。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

旧江光ビル跡地も、ポイントだけ言うと、前よりもコンパクトなものに、実はする話までおりました。あとは、配置の問題、前回、室井議員さん、ちょっといなかったかも知れませんが。配置の場所によっては、いろいろと、また、それが道道と、どう噛み合うのかとか。戦略としては、少しでもそういったところ持ちつつですね、そういった配置の状況の中で捨ててはいないんですが、そういう状況だと、1つ。

それから、ちょっと、向かいの関係については、室井議員にご意見として賜りたいなというふうに思います。

それから、2点目のこの下のいわば、地盤というか、ここは、何度も言いますが、本当に室井議員も心配なさっての事でございますが、どれだけの過重、過重建物のですね、過重に耐えられるのかどうか含めてのそういう調査になりますんで、十分そこは注意してやらなきゃならない場所なもんですから、そこは、まちづくりの担当だけでなく、役場庁舎全体で今共有してございますんで、しっかりまずその拠点を整備していきたいと、このように思っていますんで、よろしくをお願いします。

「室井議員」

分かった。

(議長)

いいですね。はい。

他に質疑希望ありませんので。(「議長」の声有)

誰、誰。

萩原議員。

「萩原議員」

はい。1点、質問いたします。

トイレの改修についてなんですけれども、今回の9施設、改修という事になっておりますけれども、今後の洋式化トイレの改修について、どれくらいの施設が残っているのかという事と、あと、私9月議会でかもめ島のトイレの洋式化等について質問し、答弁をいただきましたが、今回かもめ島の改修はないという事で、期間的な事もあるのかなと

と思いますが、その後、かもめ島のトイレについてはどのように考えているか伺います。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

トイレの様式化改修につきまして、2点、ご質問あったかでございます。

今回の9施設やって残っている公共施設はという、まず1点目のご質問かと思うんですが。

3箇所、まず、かもめ島、それから松の岱公園、それから港湾センターの3箇所というふうに認識してございます。

それから次に、その島のトイレの関係につきましては、萩原議員の方からも、以前、一般質問で質問されましてご答弁してるところでございますが。

島のトイレ、冬場はなかなかやはり、かもめ島、天候も穏やかでないというか厳しいという事で、冬場工事することが厳しいという事で行ったので、今回の補正は見送らせていただいたというところでございます。

それで、今後どう考えているのかという事なんですが、ご答弁の内容でも説明しましたが、かもめ島は全体の環境整備というのは検討していかなければならない。そういった現状にあるというところで認識はしておりますが、木製遊歩道など、お金が、経費が相当かかるものもございまして、なかなか、はっきりとこの場で明言する事ができないですけれども、トイレも含めて、来年度以降の予算で検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

「萩原議員」

はい。

(議長)

他に質問希望ありません。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんね。

質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第14号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第4号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正につきましては、インフルエンザ予防接種支援事業など、所用の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ25万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,678万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）についてご補足説明いたします。
議案書55頁をお開き下さい。

マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業でございます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための、被保険者に対する周知リーフレットの作成をするものでございます。

補正額は5万2千円で、財源はその他特定財源で、全額一般会計繰入金でございます。

次に、インフルエンザ予防接種支援事業でございます。

インフルエンザ予防接種支援につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、当初予算が不要となり、減額するものでございます。

補正額は75万3千円の減額で、財源は全額一般財源でございます。

最後に、令和2年度北海道国民健康保険、保険給付費交付金普通交付金返還でございます。

実績清算により、北海道に対する返還金で、補正額は44万7千円で、財源は全額一般財源でございます。

3事業合計で25万4千円の減額となります。

ご審議方、よろしく願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第5号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,501万5千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、補足説明いたします。議案書67頁をお開き下さい。

マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業でございます。

先程、国民健康保険費特別会計補正予算でもご説明いたしましたが、マイナンバーカードを健康保険証として利用するため、被保険者に対する周知リーフレットを作成するものでございます。

補正額は5万2千円で、財源はその他特定財源で、全額一般会計繰入金でございます。

ご審議方、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第5号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第6号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第6号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正につきましては、新給食センターの建設に伴います下水道公共枿の新設工事に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ

500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出総それぞれ4億1,630万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から補足説明申し上げます。

議案書79頁の補正予算構成表で説明いたします。

新給食センター公共樹設置工事でございます。

資料は19頁の資料No.17となります。

先程、一般会計でも説明ございましたが、公共樹の新設工事につきましては、当初予算で計上していたものでございますが、管渠布設の設計するにあたりまして、現地調査を行ったところ、公共樹本管への接続管渠の当初想定していましたルートから変更となった事により、布設延長が伸びた他、接続管の口径なども変更になりました事から、工事費が増額となったものでございます。

補正額は500万、全額その他特定財源で一般会計からの繰り入れとなるものでございます。

説明は以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第6号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第14、議案第7号、令和3年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第7号、令和3年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、港湾センター管理費に係る財源更正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

はい、財政課長。

「財政課長」（補足説明）

議案書91頁での構成表となります。

江差奥尻航路支援事業でございますが、こちらの方も一般会計の補正でもご説明申し上げましたが、コロナの影響で、観光客の利用が遠のいているフェリーの支援のために、港湾センター使用料を2分の1減額するものでございまして、その分、一般会計から繰り入れをするものでございます。

財源更正でございますので、補正額自体はゼロでございまして、その他特定財源が70万2千円の増額、一般財源が同額減額となるものでございます。

説明は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第7号、令和3年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)について、
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。